

# 香川県バレーボール協会規約

## 第一章 総則

〔名称〕

第1条 この会は、香川県バレーボール協会（以下、「本会」という。）と称する。

〔事務所〕

第2条 本会の事務所は、会長の指定するところに置く。

## 第二章 目的及び事業

〔目的〕

第3条 本会は、香川県におけるバレーボール競技を統括し、バレーボールの普及・発展に努めると共に、県民の生涯スポーツの基礎づくりに寄与することを目的とする。

〔事業〕

第4条 本会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) バレーボールに関する各種大会の開催事業
- (2) バレーボールに関する講習会の開催、及び指導者の育成事業
- (3) バレーボール競技における競技力の向上事業
- (4) バレーボール競技における審判員の資格認定及び審判技術の向上事業
- (5) バレーボールに関する顕彰等に関する事業
- (6) バレーボールに関する広報活動事業
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業

## 第三章 組織

〔構成組織〕

第5条 本会は、香川県における本会の登録チーム及び加盟団体と、本会の目的に賛同する団体や個人をもって組織する。

〔関連組織〕

第6条 本会は、(公財)日本バレーボール協会、四国バレーボール連盟及び、(公財)香川県体育協会の組織団体とする。

## 第四章 評議員及び役員

〔評議員〕

第7条 本会に登録したチーム及び本会の活動目的に賛同する団体は、代表者1名を評議員として選出し、評議員会において本会の運営について意見を述べることができる。

また、小学生・ヤング・ママさん・ソフト・ビーチの加盟団体も、各団体の理事長を含めて1～5名までの評議員を置き、評議員会において本会の運営について意見を述べるができる。

〔役員〕

第8条 本会には次の役員を置く。任期は2年とし再任を妨げない。ただし、就任時における年齢が70歳未満の者とする。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 理事 若干名
- (7) 監事2名

〔会長・副会長〕

第9条 会長・副会長は、評議員会で推薦し同会で決定する。

第10条 会長は、本会を代表して会務を統括し、理事会及び評議員会を招集してその議長となる。

第11条 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。

〔理事〕

第12条 理事は、評議員のなかから評議員会で推薦された者及び、学識経験者を会長がこれを委嘱する。但し、加盟団体の小学生・ヤング・ママさん・ソフト・ビーチ連盟は、第7条の評議員を充てる。

〔常任理事〕

第13条 常任理事は、理事の互選により会長がこれを委嘱する。但し、登録種別部会の部長または理事長及び、専門委員会の委員長を原則とする。

〔理事長・副理事長〕

第14条 理事長は、理事のなかから常任理事会が推薦して会長がこれを委嘱する。

第15条 理事長は、会務を処理執行し常任理事会を招集してその議長となる。

第16条 副理事長は、常任理事のなかから理事長が推薦して会長がこれを委嘱する。

第17条 副理事長は、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

〔監事〕

第18条 監事は、評議員会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

第19条 監事は、会計の監査及び監査に必要な活動を行う。

〔役員補選等〕

第20条 役員任期が満了となった場合は、後任者が就任するまで前任者がその職務を行う。

第21条 役員任期中に欠員ができた場合は、早急に補選を行い、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

〔事務局長〕

第22条 事務局長は会長がこれを委嘱し、総務委員長を兼ねることができる。

第23条 事務局長は本会の事務所を開設し、報道・JVA及び共催後援団体等の連絡調整、役員会の企画、慶弔に関すること及び、本会の会計処理にあたる。

〔名誉会長・顧問・参与〕

- 第24条 これら他に本会には、名誉会長・顧問・参与を置くことができる。
- 第25条 名誉会長・顧問及び参与は、評議員会の推薦により、会長がこれを委嘱する。
- 第26条 顧問は、会長の諮問機関とし、また参与は、理事会の諮問機関とする。

## 第五章 会議

### 〔評議員会〕

- 第27条 評議員会は、第7条の評議員をもって組織し、会長が召集して議長となる。
- 第28条 評議員会は、毎年4月に開催し、予算・決算その他重要事項を協議・決定する。但し、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。
- 第29条 副会長・常任理事・理事・監事は、評議員会に出席して意見を述べるすることができる。

### 〔理事会〕

- 第30条 理事会は、会長・副会長・常任理事及び理事をもって組織し、会長が議長となり評議員会の決定するところに基づき、一般会務を執行する。

### 〔常任理事会〕

- 第31条 常任理事会は、会長・副会長及び常任理事をもって組織し、理事長が議長となり会務を処理執行する。

### 〔専門委員会〕

- 第32条 本会には、理事会の定めるところにより、必要な専門委員会を設けることができる。
- 第33条 専門委員会に関する規定は、理事会において別にこれを定める。

### 〔登録種別部会〕

- 第34条 本会には、理事会の定めるところにより、必要な登録種別部会を設けることができる。
- 第35条 登録種別部会に関する規定は、理事会において別にこれを定める。

### 〔議 決〕

- 第36条 総ての会議の決定は、出席者の過半数の決議による。賛否同数の場合は議長がこれを決定する。

## 第六章 顕彰等

### 〔顕彰及び激励〕

- 第37条 本会は評議員会の定めるところにより、必要な顕彰及び激励を行うことができる。
- 第38条 顕彰等に関する規定は、理事会において別にこれを定める。

## 第七章 会計

### 〔登録料〕

- 第39条 本会の経費は、登録料その他の収入をもって充てる。また登録の額は、毎年評議員会においてこれを定める。

〔会計の種類〕

第40条 本会の会計は、普通会計と特別会計で構成する。

(1) 普通会計は、登録料・助成金その他の収入をもってこれに充てる。

(2) 特別会計は、特別な収入をもってこれに充て、特別な場合に評議員会の同意を得て支出することができる。

〔会計年度〕

第41条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第八章 規約の改正

〔規約改正〕

第42条 本規約は、評議員会出席者の3分の2以上の議決を経て改正することができる。

附則	昭和50年	4月	1日一部改正
	昭和62年	4月	1日一部改正
	平成7年	4月	9日一部改正
	平成20年	12月	6日一部改正
	平成24年	4月	8日一部改正